

# 危險物保安技術協會審查事務規程

危險物保安技術協會

# 危険物保安技術協会審査事務規程

昭和52年2月9日危保規程第19号

最終改正

平成11年3月30日危保規程第1号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第16条の37第1項の規定に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）の審査事務の実施について必要な事項を定め、業務の適性な運営に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程で使用する用語は、法、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）に定める用語の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 「許可申請者」とは、法第11条第1項の規定に基づき、特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の設置又は変更の許可の申請を行った者をいう。
- (2) 「検査申請者」とは、特定屋外タンク貯蔵所に係る法第11条の2第1項又は第14条の3第1項若しくは第2項の規定に基づき検査の申請を行った者をいう。
- (3) 「協会の審査」とは、市町村長等の委託により、特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所について協会が実施する次に掲げる審査をいう。

ア 許可申請に係る審査

法第11条の3第1号の規定に基づいて実施する審査で、液体危険物タンクのタンク本体に関する事項並びに液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項が技術上の基準に適合するかどうかについて行うもの

イ 完成検査前検査申請に係る審査

(ア) 基礎・地盤審査

法第11条の3第2号の規定に基づいて実施する審査で、液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項が技術上の基準に適合するかどうかについて行うもの

(イ) 溶接部審査

法第11条の3第2号の規定に基づいて実施する審査で、液体危険物タンクの溶接部に関する事項が技術上の基準に適合するかどうかについて行うもの

(ウ) 岩盤タンク審査

法第11条の3第2号の規定に基づいて実施する審査で、岩盤タンクのタンク構造に関する事項が技術上の基準に適合するかどうかについて行うもの

ウ 保安に関する検査申請に係る審査

(ア) 定期保安審査

法第14条の3第3項の規定に基づき同条第1項の規定の適用を受ける特定屋外タンク貯蔵所について実施する審査で、液体危険物タンクの底部（地中タンクにあつては漏液防止板をいう。以下同じ。）の板の厚さに関する事項、液体危険物タンクの溶接部（液体危険物の底部に係るものに限る。以下同じ。）に関する事項並びに岩盤タンクの構造及び設備に関する事項が技術上の基準に従って維持されているかどうかについて行うもの

(イ) 臨時保安審査

法第14条の3第3項の規定に基づき同条第2項に定める事由が生じた特定屋外タンク貯蔵所について実施する審査で、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項、液体危険物タンクの溶接部に関する事項並びに岩盤タンクの構造及び設備に関する事項が技術上の基準に従って維持されているかどうかについて行うもの

(審査の開始)

**第3条** 協会は、法第11条の3又は第14条の3第3項の規定に基づき、市町村長等と法第16条の36に規定する審査の委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく協会の審査を開始する。

(審査の実施)

**第4条** 協会は、次章から第4章までに規定するところにより、協会の審査を実施する。

2 協会は、協会の審査に関し、市町村長等を通じて、許可申請者又は検査申請者に対し、必要な資料等の提出を求めることがある。

(審査の報告)

**第5条** 協会の審査の結果の市町村長等に対する報告は、報告書により行う。

2 協会は特定屋外タンク貯蔵所または準特定屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備の安全の確保に関し、必要があると認められる場合には、前項の報告書に参考となるべき意見を付することがある。

(審査の記録の保存)

**第6条** 協会は、協会の審査が完了したときは、当該審査の記録を整理し、保存するものとする。

## 第2章 許可申請に係る審査

(適用)

**第7条** この章の規定は、第2条第3号アの許可申請に係る審査について定める。

(審査の必要な図書の提出)

**第8条** 協会は、審査の委託に当たって、危険物の規制に関する規則第4条第3項第4号、第4号の2、第5号、第6号若しくは第6号の2又は第5条第3項第4号、第4号の2、第5号、第6号若しくは第6号の2の規定に基づく図書並びに位置図及び現況平面図（以下「関係図書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、関係図書の提出部数は、2部とする。

(審査の方法)

**第9条** 協会は、前条により提出された関係図書に基づいて審査を行う。

2 協会は、審査に関し、必要があると認められる場合は、現地の状況を把握するため、現地調査を行うものとする。

3 協会は、審査が完了したときは、関係図書のうち設計図書1部について協会の証印を捺印し、市町村長等に返戻する。

## 第3章 完成検査前検査申請に係る審査

(適用)

**第10条** この章の規定は、第2条第3号イの完成検査前検査申請に係る審査について定める。

(審査の手順及び方法)

**第11条** 協会は、審査については、あらかじめ市町村長等及び検査申請者と審査の実施期日について必要な調整を行う。

- 2 協会は、審査方法及び審査の実施期日を決定したときは、当該審査方法及び審査の実施期日を市町村長等及び検査申請者に通知する。
- 3 審査は、基礎・地盤審査、溶接部審査及び岩盤タンク審査とし、当該審査の区分ごとに実施する。
- 4 基礎・地盤審査に関しては、地盤の強度及び基礎の堅固さ（地中タンクにあつては地盤の強度、海上タンクにあつては定置設備の地盤の強度）の状況について審査する。
- 5 溶接部審査に関しては、側板相互、側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては底板）、アニュラ板相互、アニュラ板と底板及び底板相互の各溶接継手（地中タンクにあつては漏液防止板相互の溶接継手）の欠陥の状況について、水張検査又は水圧検査の前に審査する。
- 6 岩盤タンク審査に関しては、岩盤タンクの地下水位からの深さ、地質状況、岩盤タンクの内空変位及びプラグの気密について審査する。

#### 第4章 保安に関する検査申請に係る審査

（適用）

**第12条** この章の規定は、第2条第3号ウの保安に関する検査申請に係る審査について定める。

（審査の区分及び審査に必要な資料等）

**第13条** 審査は、定期保安審査及び臨時保安審査とする。

2 協会は、審査の受託に当たって、次に掲げる資料等の提出を求めるものとする。

(1) 定期保安審査にあつては、当該審査に係る特定屋外貯蔵タンクに関するタンク本体の設計図書

(2) 臨時保安審査にあつては、当該審査に係る特定屋外貯蔵タンクに関するタンク本体の設計図書及び過去における当該特定屋外貯蔵タンクの不等沈下に関する資料等

（審査の方法）

**第14条** 審査は、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項及び液体危険物タンクの溶接部に関する事項又は岩盤タンクの構造及び設備に関する事項について行うものとする。

#### 第5章 雑 則

（安全対策）

**第15条** 協会は、前2章に規定する審査の審査中における協会の審査員の安全を確保するため、検査申請者に対し、必要な対策を講ずることを求めるものとする。

（細 則）

**第16条** 協会は、この規程に定めるもののほか、審査の実施に関する必要な細目を定めるものとする。

**附則**（昭和52年2月9日危保規程第19号）

この規程は、昭和52年2月15日から実施する。

**附則**（昭和60年3月5日危保規程第1号）

この規程は、昭和60年4月1日から実施する。

**附則**（昭和63年1月11日危保規程第1号）

この規程は、昭和63年1月11日から実施する。

**附則**（平成2年5月2日危保規程第2号）

この規程は、平成2年4月6日から実施する。

**附則**（平成9年9月1日危保規程第19号）

この規程は、平成9年9月1日から実施する。

**附則**（平成11年3月30日危保規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から実施する。